平成２９年（フ）第４１号
茨城県日立市東成沢町３丁目４番13号
破産者　酒井　浩美
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８７０号
横浜市南区真金町２丁目22番地13　ビッグヴァンステイツ横浜大通り公園503
破産者　池森　孝一
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３１号
横浜市青葉区寺家町548番地２　特別養護老人ホーム　ヴェルデの森
破産者　浅沼　瑞笑
成年後見人　堀田　珠紀
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９６号
横浜市港南区日野南１丁目13番１号、前住所仙台市青葉区北目町２番40号　第一萬栄ビル301
破産者　水島　洋之
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９５号
新潟県五泉市旭町１番６号　コーポラス旭102号室、開始決定時の住所新潟県五泉市駅前１丁目２番２－３号
破産者　落合　勝栄
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６０号
新潟市江南区曽野木２丁目１番３号
破産者　野上　成史
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
新潟市北区柳原１丁目２番17号、前住所神奈川県川崎市幸区南幸町２丁目43番地　フレスコ川崎403
破産者　百瀬まゆみ
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３５号
兵庫県明石市大久保町谷八木55番地の６、前住所兵庫県明石市大久保町大窪1085－３　カーサプレミール104　大西由佳方
破産者　新川　**廣**子
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
兵庫県神戸市西区南別府１丁目７番地の４　ヴィップハイツ605号　増田直行方、開始決定時の住所兵庫県明石市宮の上１番17－702号
破産者　**藤**尾　政章
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
鹿児島市西陵４丁目25番16号、破産開始決定時の住所鹿児島県霧島市国分新町554番地９
破産者　松山　敬弘
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２９８号
仙台市泉区泉ケ丘１丁目４番20号、従前の住所福島市御山字鉄砲畑１番地の23
破産者　鈴木　　昇
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４８５号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目７番15号、従前の住所宮城県塩竈市玉川１丁目３番17号
破産者　佐藤　久雄
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９５号
仙台市泉区泉中央３丁目35番地の２　ベルシティエクセル泉306、従前の住所宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目15番地の３
破産者　佐藤　雅彦（旧姓押井）
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
宮城県塩竈市北浜４丁目10番１号　市営北浜住宅303号、開始決定時の住所宮城県塩竈市字伊保石40番地１　応急仮設住宅４－１
破産者　佐藤　信嘉
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
山形県酒田市相生町２丁目１番２号
破産者　渡辺くみ子
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第５４号
川崎市宮前区神木本町２丁目９番７号　フォーリスト・ヴァリー　Ａ　102
破産者　丸子　　淳
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
川崎市高津区千年813番地１　ライオンズマンション武蔵新城中央公園　103
破産者　奈良　智武
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係